

岩国市立美和小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

岩国市立美和小学校

I いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明確であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめ防止の大前提として、教職員は、「いじめは、『どの子どもにも、どの学級にも起こりうる』」との認識をもつ。
 - ・ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験する。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応する。
- いじめは「四層構造」となっている。「いじめを行っている子」、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている子）」、「傍観者（見て見ない振りをする子）」、「いじめを受けている子」の四者である。
 - ・ いじめの持続や拡大には、いじめる児童といじめられる児童以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

(3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 本校は学校の設置者（以下：市教委）に報告するとともに速やかにいじめ調査委員会を設置し、事実関係を明確にするため調査を行い、必要な対応を迅速・的確に行う。
- 上記の調査を行った際には、いじめられた児童及びその保護者に、調査に係わる事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) いじめへの対応

- 好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能であるが、関係修復できた場合でも、法令上は『いじめ』として認知した上で対応する。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童から相談を受けた場合、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

(2) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安全・安心な社会づくりに寄与するためにも、学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する。

(3) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識のもと、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止 【いじめの予防】
 - ・ 早期発見 【把握しにくいいじめへの発見】
 - ・ 早期対応 【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめへの対応】

(4) 学校における基本姿勢

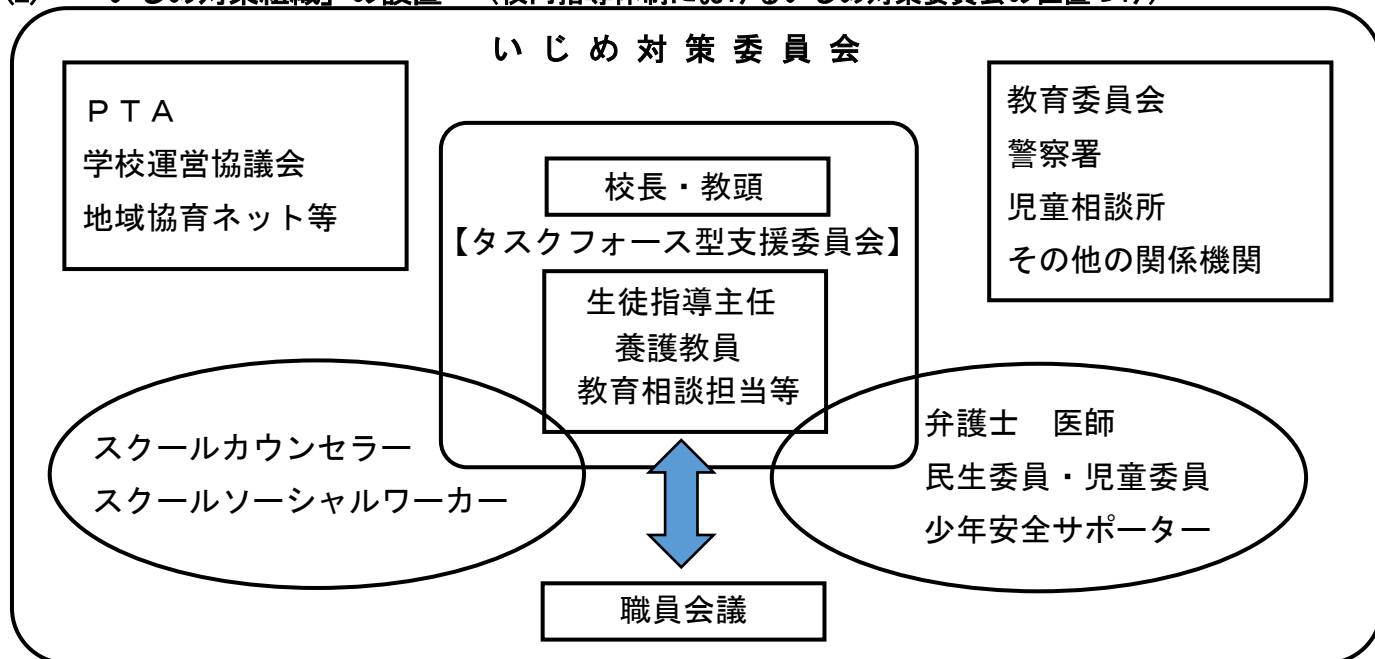
- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 児童にしっかりと寄り添い、日常の行動を注意深く観察する中で、児童の変化や人間関係を把握する。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- 学校では、いじめ防止等の取組が体系的、計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「岩国市立美和小学校いじめ防止基本方針（以下：学校基本方針）」を策定し、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図るとともに、その内容を入学時・各年度の開始時に児童、保護者に説明する。

(2) 「いじめ対策組織」の設置（校内指導体制におけるいじめ対策委員会の位置づけ）



- 学校は、法が定める「いじめ対策委員会」を置く。この会議には、必要に応じてスクールカウンセラー（以下：SC）を加える。「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCA サイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図る。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組
児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道徳教育を充実させることが重要である。
- 規範意識の醸成に向けた取組
いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」、「節度ある生活をする」、「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組が重要である。
- 他者への思いやりや社会性を育む取組
社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、

地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動、ふれあい体験等、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員が児童と向き合うことのできる時間を確保する体制の整備
教職員が児童と向き合う時間を確保するため、学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。
- 学校、家庭、地域の三者の連携強化
学校、家庭、地域の三者の連携を強化し、報告、相談等を通して、豊かな情報共有ができる体制を築く。PTA 執行部との日常的な情報交換や、美和地区生徒指導推進協議会の充実を図る。
- 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備・時間の確保
5月、10月、2月を教育相談強調月間として児童と意識的に向き合う期間とする。また、各学期に1度保護者にアンケートを行い、その結果をもとに児童と面談を行うことで、家庭との連携を強化するとともに、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。
- 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進
SCを含め、校内で研修を行い、教職員のいじめに対する意識を高める。
また、SC やスクールソーシャルワーカー（以下：SSW）等の心理や福祉の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合については、学校としても警察への相談・通報を行い、警察と緊密に連携をする。
- 校種間連携の促進
いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、美和地区小中高の学校間連携の促進に一層努める。

(5) いじめの解消について

- いじめは謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ア いじめに係わる行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（3ヶ月を目安とする）。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長期間を設定する。
 - イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

Ⅱ いじめ防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。
 - ア 教職員の資質能力の向上
 - ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
 - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - イ 教育相談体制の確立
 - ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的、予防的な援助の機能を重視して対応する。
 - ウ 児童の行動観察
 - ・ 授業中、給食時、休憩時間、清掃活動等、学校生活全体でできるだけ児童の行動を観察するとともに、信頼関係を構築する。
 - エ 児童の心の理解
 - ・ 生活アンケート、相談カード等を通して、児童の心を理解するよう努める。
 - オ 指導上の配慮が必要な児童
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - カ 家庭・地域社会との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

(2) すべての学校教育活動を通じた取組

- 開発的、予防的な教育相談体制を構築し、日頃から児童が相談しやすい雰囲気、人間関係を、児童と教職員間に構築する。
- 児童の自治的な児童会、委員会、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。
- 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう児童の主体的な活動を推進する。
- 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり、居場所づくりを行う。
 - ア 各教科・総合的な学習の時間
 - ・ 児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
 - ・ 教員は授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行う。
 - ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業づくりに努める。
 - イ 道徳
 - ・ 道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即した内容を扱う。
 - ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」、「いじめを許さない」、「いじめを傍観しない」などの心情や態度を育成する。

- ・ いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場でもあることを意識して取り組む。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」、「生命に対する畏敬の念」等についても指導する。

ウ 学級活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動において、一層主体的に取り組めるように場の設定を行う。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成する。

(3) 「いじめ対策委員会」による組織的取組

- 「いじめ対策委員会」は、学校のいじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証・改善する。
- 素早く全教職員へ情報共有が図られるように体制づくりを行う。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう位置づける。
- 問題発生時には、事例に応じて、管理職と関係教職員からなる機動力ある少人数の作戦会議（タスクフォース型支援委員会）を立ち上げ、短期的、長期的な目標を設定して問題解決に当たる。

(4) 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る。
- 学校は、家庭・地域社会と一体となって、児童の健全育成に取り組む。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校は誠意のある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。
- ・ PTA はもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議美和地区会議をはじめとして、各地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

(5) 学校評価について

- 学校いじめ防止基本方針のいじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

(6) インターネット上のいじめ

- 一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であ

り、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの発見】

(1) いじめの3つのレベルの分類

- いじめの認知力を向上させ早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(2) 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多いため、全教職員が連携・協力して指導を行う。
 - ・ 学級担任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭等の連携を密にする。
 - ・ 生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校事務職員、SC等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握する。
 - ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・ 児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有する。
 - ・ 教育相談担当・養護教諭を「心力・体力向上プロジェクト」に加え「いじめ対策会議」を組織するなど、校務分掌上適切に位置付け、SC等の専門家と緊密な連携を図る。
 - ・ いじめへの対応は、タスクフォース型で、事例に即して関係する教職員で構成し、いじめ防止等について機動力のある実効的な組織とする。

(3) いじめの早期発見に向けた具体的取組

- 何よりも大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめを受けている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケート等により、児童の内面の変化をとらえる。
 - ・ いじめは、潜在化、偽装化することから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサ

インを鋭くキャッチする。

- ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ 生活アンケート等を活用し、短い間隔での個別の教育相談を実施する。
- ・ 教育相談室等で、他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(4) 家庭・地域との連携

- 家庭でのアンケートを実施し、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・ 美和地区にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺等、児童がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動をはじめ、岩国市青少年育成市民会議美和地区会議ならびに各地区青少年健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
 - ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・ 地域行事や各種の催事などに、児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 事例に応じた「タスクフォース型支援委員会」の迅速な組織づくりと、的確かつ組織的な対応を実践する。
- いじめ対策委員会に SC を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、SSW 等の外部専門家も活用する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。
 - ・ 事実関係の確認 ・ いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策会議」を開き、協議する（場合により、職員会議の開催）。
 - ・ いじめを受けている児童への対応 ・ 信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめを行っている児童への対応 ・ 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応 ・ 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめを受けている児童の保護者への対応 ・ 学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめを行っている児童の保護者への対応 ・ 面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・ PTA 等への働きかけ（必要な場合） ・ 校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携 ・ 校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめを受けている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめを行っている児童への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態を正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」という意識をもち、対応する。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる意識をもって、対応する。
 - ・ いじめを見たら、制止したり、教職員に申し出たりするように働きかける。いじめを報告してきた児童には、その勇気と態度を称賛するとともに、秘密を厳守するなどの配慮をする。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識をもって、対応する。
 - ・ 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめを受けている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) 教育相談の在り方

- いじめを受けている児童の心のケア、いじめを行っている児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実を図る。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、心理臨床に関して専門的な知識・技能を有する SC と連携した個別支援を行う。
- いじめを行っている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けた SSW による保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめを受けている児童に対し、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめを行っている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為であ

る」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導にも配慮する。

(5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的に SC や SSW を活用する。
- ・ 特に、いじめを行っている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSW を活用した支援を行う。
- ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を図る。
 - ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携を図り、協働して対応する。

4 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童の状況に着目して判断する。例えば、

<ul style="list-style-type: none">・ 児童が自殺を企図した場合・ 身体に重大な障害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合など

のケースが想定される。
- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義では年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、市教委、又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童または、保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、市教委を通じて市長へ報告する。
- いじめを受けている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。
- いじめを受けている児童を守るため、必要があれば、毅然とした厳しい対応を行う。その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導する。

- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、市教委とも協議しながら対応する。
- 適切に関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置

- 学校および市教委が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、市教委の指導と支援を受け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。場合によっては市教委の設ける市教委附属機関による調査も同時に受け、両方の調査結果を、市教委を通して市長に報告する。
- 市教委附属機関、及び学校は、事前に県教委が委嘱しているファミリー・リレーションシップ・アドバイザー（FR：弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、調査を実施することができる。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校及び市教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。
- 市長は、重大事態の報告を受けた後、必要があれば調査組織を設置して、市教委又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。

(4) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、本校および市教委は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(5) 再調査について

- 重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときには、調査の結果について調査（以下：再調査）することがある。調査にあたる委員は、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者でない者（第三者）を選考し、再調査を行う機関は首長部局に設置される。
- 市長及び市教委は再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態の発生の防止のため、必要な措置を講ずることがある。

(6) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実

があったとしても、真摯な態度で対応する。

- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安全・安心な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

Ⅲ いじめ防止に向けた取組年間計画

時期	内容
毎週火曜日	生活アンケート
5月	教育相談強調月間 保護者アンケート①
6月	教育相談（個人面談） いじめ対策委員会
10月	教育相談強調月間 教育相談（個人面談） 保護者アンケート② 人権に関する参観日 いじめアンケート（家庭） いじめ防止・根絶に向けた取組（いじめチェックリストを作成、共有して、全教職員で実施） いじめ対策委員会
2月	教育相談強調月間 保護者アンケート③（教育相談・個人面談） いじめ対策委員会